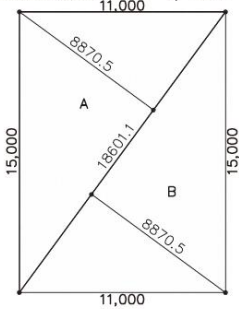




■敷地面積求積図 S=1/300



■敷地面積表

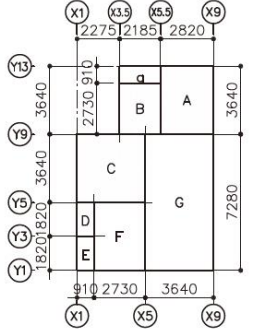
符号	底辺	高さ	倍面積
A	18.6011	8.8705	165.0010
B	18.6011	8.8705	165.0010
倍面積合計			330.0021
合計面積			165.0010
地積			165.00 m <sup>2</sup>

■配置図 S=1/100



面積の合計の小数点以下第3位は切り捨て

■1階床面積及び建築面積求積図 S=1/300



■床面積表

	縦	横	面積
a	0.91	2.185	1.98835
A	3.64	2.82	10.2648
B	2.73	2.185	5.96505
C	3.64	3.64	13.2496
D	1.82	0.91	1.6562
E	1.82	0.91	1.6562
F	3.64	2.73	9.9372
G	7.28	3.64	26.4992
H	3.64	3.64	13.2496
I	3.64	3.64	13.2496
J	4.55	3.64	16.562
K	2.73	3.64	9.9372

■各位置高さ

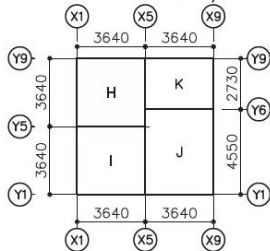
	道路中心高からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610 m	3.324m
樋先 ii	6.472 m	6.186m
寄棟頂部	8.400 m	8.114m

■斜線検討

斜線検討 I  
 道路斜線距離 = 7.465  
 道路斜線の高さ = 7.465 × 1.25 = 9.331  
 軒先 i 高さ = 3.610 ∴ OK

斜線検討 II  
 北側斜線距離 = 2.007  
 北側斜線の高さ = 5.000 + 2.007 × 1.25 = 7.508  
 軒先 ii 高さ = 6.186 ∴ OK

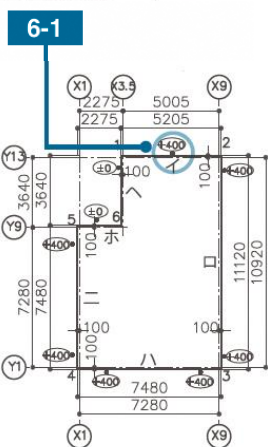
■2階床面積求積図 S=1/300



1階床面積	A+B+C+D+E+F+G=	69.228 m <sup>2</sup>
	=	69.22 m <sup>2</sup>
2階床面積	H+I+J+K=	52.998 m <sup>2</sup>
	=	52.99 m <sup>2</sup>
延床面積 ← 容積対象面積)		
	1階床面積 - 2階床面積=	122.21 m <sup>2</sup>
	容積率 74.07% <	100% (∴OK)
建築面積	a+A+B+C+D+E+F+G=	71.216 m <sup>2</sup>
	=	71.21 m <sup>2</sup>
	建蔽率 43.16% <	50% (∴OK)

斜線検討(道路斜線、北側斜線)結果を記載してください。

■地盤面算定表 S=1/300

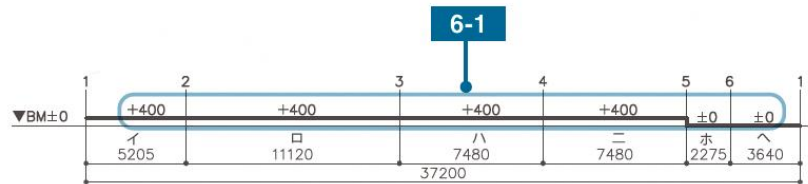
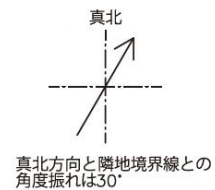


■地盤面算定表

	長さ m	高さ m	面積 m <sup>2</sup>
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514
地盤面 = 12.51 m <sup>2</sup> / 37.20 m = 0.33639 m			
= BM+336mm			

■凡例

□ 排水樹  
 地盤面=BM+336  
 (±0) BMからの高さを示す



地面積、建築面積、床面積求積図については、CAD等を用いる場合であっても三斜求積図によらないことができます。その場合、作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

(2) 配置図

敷地の接する道路の位置、幅員及び道路種別を明示

道路名を記入

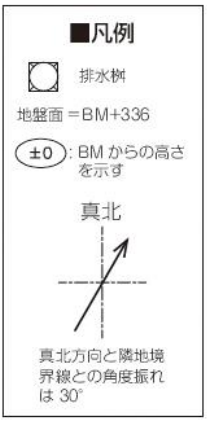
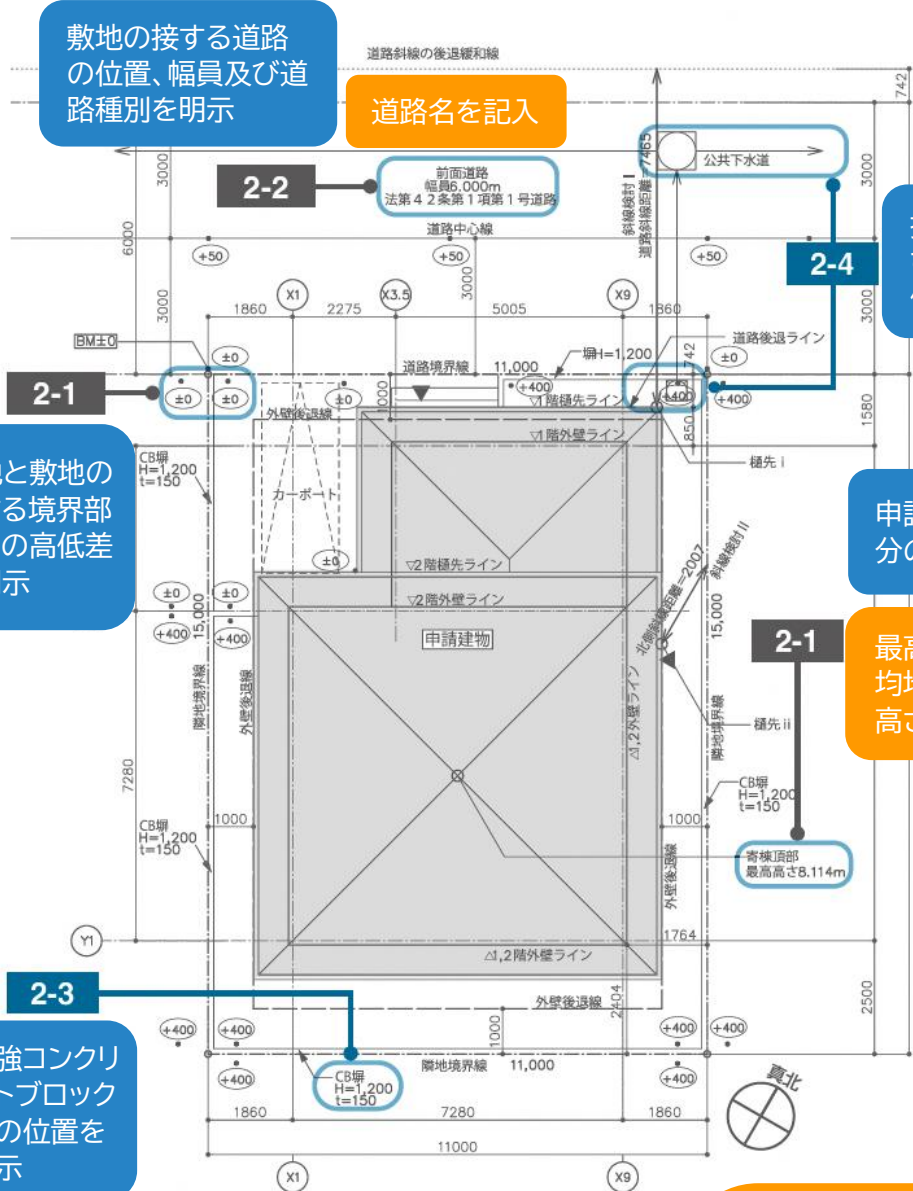
排水柵の位置及び公共下水道の位置を明示

敷地と敷地の接する境界部分との高低差を明示

申請建物の各部分の高さを明示

最高の軒高(平均地盤面からの高さ)

補強コンクリートブロック塀の位置を明示



**2-1 各位置高さ**

	道路中心高からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610m	3.324m
樋先 ii	6.472m	6.186m
寄棟頂部	8.400m	8.114m

- ・災害危険区域、レッド区域、都市計画道路線等が敷地に掛かっている場合は位置を明示
- ・敷地境界線の種別(道路、隣地、官民)記入
- ・既存建築物は確認の履歴を記載
- ・がけ付近の場合は、がけの 1.5 H のラインを明示
- ・延焼ラインが発生する場合はそのラインを明示

## (2) よくある指摘 (配置図)

- ・ 基準法の道路の種類が間違っている。

(例) 法 42 条 1 項 二号道路 (開発道路) が市町村道認定され法 42 条 1 項 一号道路 (市町村道) になっているが、法 42 条 1 項 二号道路のまま記載 道路幅員が 4.0m 未満なのに法 42 条 1 項 一号道路で記載
---

- ・ 建築物配置の寸法が一箇所しか記載していない。
- ・ 排水経路、放流先 (下水道、集落排水) の記載がない。
- ・ 敷地地盤の高低差があるのに法面、構造物の記載が無い。
- ・ 川、水路、農道、斜面など、隣接地の状況についての記載がない。
- ・ 塀などの構造物について、新設・既設の別、高さ、構造などの記載がない。
- ・ 敷地内外 (建築物周囲共) の地盤高低差の記載が無い。  
→ 高低差がある場合は平均地盤を算出
- ・ 容積率は法第 52 条第 1 項 (用途地域による容積率)、法第 52 条第 2 項 (前面道路の幅員による容積率) の規定によるが、2 項の検討がされていない場合が多い。
- ・ 道路中心線を車道部分の中心線で記載している。(歩道含む全体幅員の中心)
- ・ 敷地に道路が 2 以上接道している場合は、幅員の最大のを前面道路とする。  
(巻末資料 104 ページ参照)
- ・ 道路と敷地に高低差があり、建築物から道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路等が設けられていない場合は、敷地が接道しているとはいえない。
- ・ 北側斜線の一番不利な場所の距離が記載されていない。真北の角度が間違っている。
- ・ 採光の D 寸法の記載 (別図でも可) がない。上部の庇からの距離になっていない。

(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図

一の図面に各内容を記載することにより図面が繁雑となり見えづらくなる場合は、他の図面に内容を記載や、別図面を作成する方法もあります。

回り階段の場合は踏面の狭い方から30cmの場所が踏面の幅です。

階段、踊り場、手すりの位置・出幅及び構造を明示

寝室として使用する室の場合、住宅用火災報知器が必要です。室名の下に(寝室)と記載が必要です。

敷地の接する道路の位置及び幅員を明示【居室の採光】

3-6 給気口の位置を明示

3-9 火気を使用する室の換気経路を明示

3-7 排気機の位置を明示

3-8 コンロの位置、種別、発熱量を明示

出窓がある場合は床面積に算入・不算入の検討が必要です。(ダイジェスト版 P09 参照)

居室に設ける採光・換気のための窓その他の開口部の位置を明示

採光補正係数の算出に必要な水平距離(開口部の上にある各部からその部分の面する隣地境界線等まで)を明示

- 凡例
- 住宅用火災機器 (熱式感知器)
  - 住宅用火災機器 (煙式感知器)
  - 換気扇 100φ・防炎 (令20条の8による) 設置高さ=FL+2 (レンジフード材質)
  - 換気扇 100φ・防炎 (台所のみ 150φ) 設置高さ=FL+2
  - 給気口 100φ・防火覆い付 設置高さ=FL+2100
  - ドアのアダプター等 (通気措置)
  - 防 防火設備 アルミサッシ+複層ガラス A12 (網入厚 6.8 ㎜)
  - 給湯器
  - 床下点検口

3-1 3-5

3-4

3-3

3-10

検討Ⅰ

- 階段検討
- 有効幅 766
- 蹴上げ 階高/段数=2900/15 =199.33
- 踏面 910/4=227.5
- 手摺幅 壁から 90

検討Ⅱ

- 台所換気設備計算 (火気使用室)
- 有効換気量 (AA-11BBBB) = 400
- 必要換気量 =  $30 \times K (m^3) \times Q (KWkg/h)$  = 300.76
- K (都市ガス) = 0.93
- Q (AA-B111-BBBBBB) = 10.78
- 有効換気量 > 必要換気量

階段、踊り場、手すりの位置・出幅及び構造を明示

換気設備の有効換気量を明示

### (3) よくある指摘（平面図）

- ・住宅用火災警報器がエアコンや24時間換気（第一種）吹出口から1.5m以上離れていない。
- ・寝室として使用する室に（寝室）の記載がない。※県の取扱いにより記載が必要（住宅用火災警報器の設置を判断する為）
- ・居室、非居室の判断が不明瞭な記載がある。

(例) ヌック等と室名が記載してあるのに天井高さが2.1m未満  
サービスルームで室名を記載しているが窓を計画していない

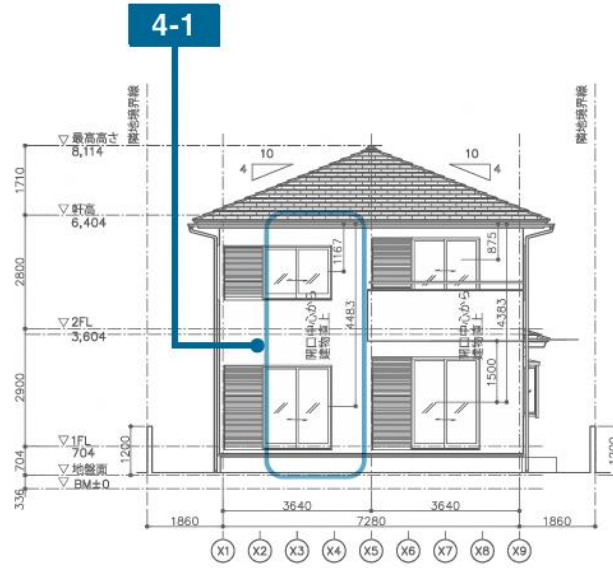
- ・屋外部分の用途（ポーチ、テラス、物干し場、自転車置場等）を記載していない。（用途により床面積に算入する必要があります。）
- ・建築、床面積算出用の寸法に一部記載もれがある。
- ・平面図と24時間換気の計画図書とが整合していない。

(例) 平面図には納戸の建具に通気措置を計画しているが、24時間換気計算では換気対象外として計算している。

- ・防火、準防火地域内で延焼の恐れのある範囲内にある屋根、外壁、軒天、開口部（局所換気、24時間換気等含む）の仕様が記載されていない。
- ・窓無しトイレの照明、換気扇の記載がない。（施行令第28条関連）
- ・換気計算等で滑り出し窓の開放角度、一部滑り出しの窓の開放寸法の記載がない。
- ・カーポートを別棟増築する場合に、既存建物の採光等の検討がされていない。

(4) 立面図

① 南側立面図



② 東側立面図

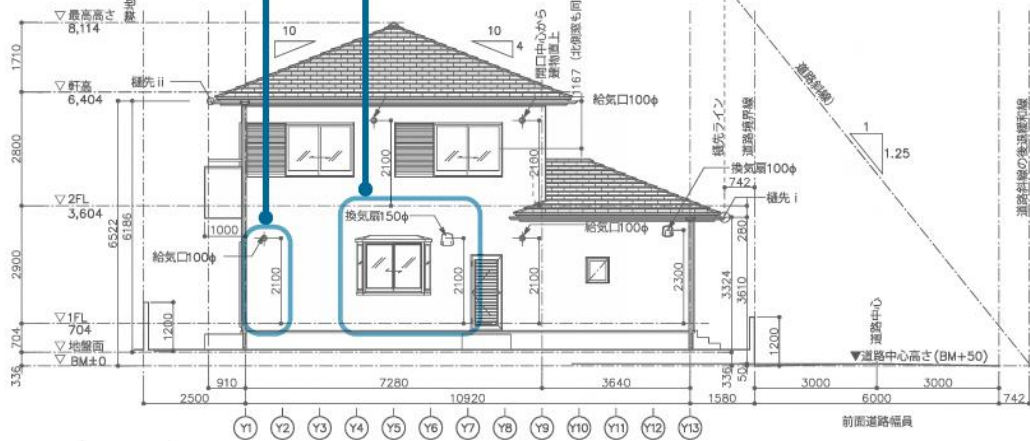
給気口の位置を明示

4-2

4-3

排気機の位置を明示

道路斜線の検討を行ってください。



(5) 断面図

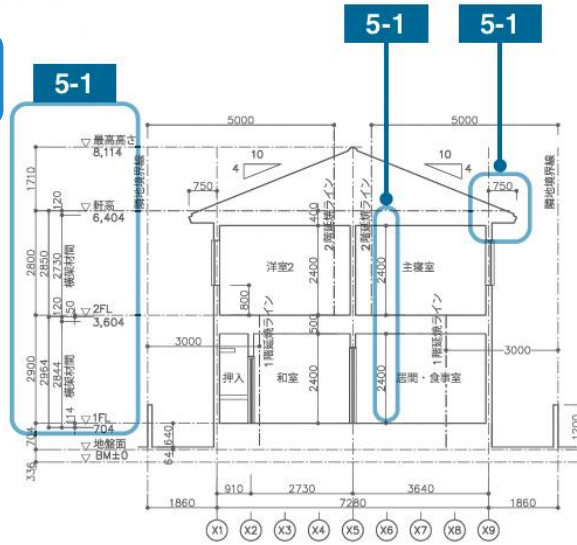
① X-X 断面図

各階の天井の高さを明示

軒及びひさしの出を明示

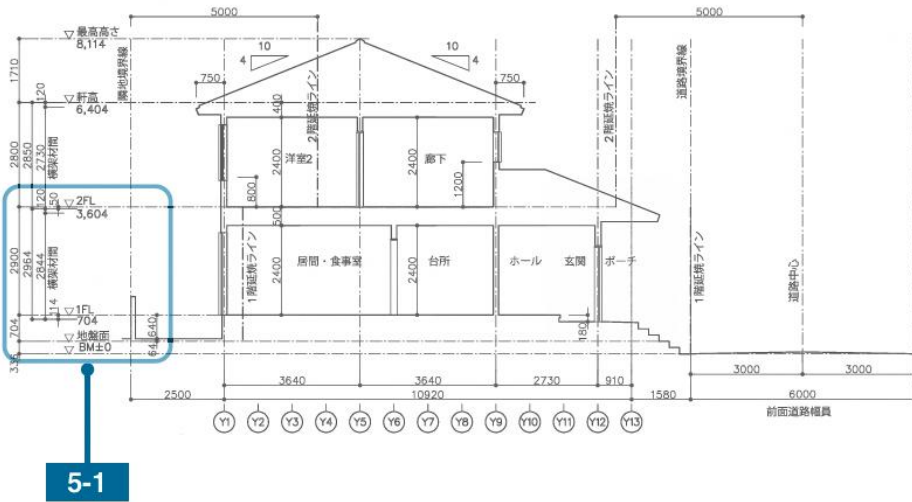
建築物の各部分の高さを明示

図書の作成例  
(5) 断面図



がけ付近の場合、がけについて断面図で、がけ高さや勾配30度以上であることを断面図に明示してください。

② Y-Y 断面図



#### (4) よくある指摘（立面図、断面図）

- ・バルコニー開放性の記載が無い。（床面積に不算入の場合）
  - ・軒の出寸法の記載が無い。
  - ・小庇の寸法を柱芯ではなく壁面から記載している。（建築面積は芯からの出寸法で確認する）
- ※省エネの日射遮蔽対策として認められる有効な庇、軒等は外壁からの出寸法なので注意
- ・最高の軒高が不明瞭である。（小屋組、登り梁等で形成しているかの記載がない）
  - ・寸法の合計が合わない。図面間で不整合。
  - ・採光のH寸法の記載がない。一番不利な場所からの高さになっていない。
  - ・壁量計算で太陽光有りだが、立面図に記載がない。（将来予定なら、その旨記載）
  - ・防火規制のある地域で、大臣認定を受けた外壁を使用する場合に、認定に適合しない断熱材を使用している。

※詳しくは国土交通省「大臣認定不適合未然防止の取組」のホームページを参照  
([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000186.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000186.html))

(7) 構造詳細図

屋根ふき材の種類、屋根の断面の構造・材料の種類及び寸法（厚さ等）を明示

法第 22 条区域内の屋根：不燃材料で造るか、ふくこと等、または大臣認定を受けたもの

①構造詳細図（屋根）

**7-4**

**7-2** 粘土瓦  
改質アスファルトルーフィング  
構造用合板厚12  
垂木：45×75@455

法第 22 条区域内にある建築物の屋根を通常の火災による火の粉による建築物の火災の発生防止の為に政令で定める技術的基準の以下 2 つのいずれかに適合

- ◆国土交通大臣が定めた構造方法（平 12 建告第 1365 号）
  - ①不燃材料で造るか、またはふくこと
  - ②準耐火構造
  - ③耐火構造
- ◆国土交通大臣の認定を受けたもの

②構造詳細図（外壁）

**7-3** | **7-5**

透湿防水シート  
胴縁(通気層)厚18  
窯業系サイディング厚18  
外部

石こうボード厚 12.5  
ビニールクロス貼  
柱：120×120  
内部

告示、大臣認定等の構造方法を明示(外壁材・外部構造用面材・断熱材・内部の仕上材料等で構成されている材料・厚さ等を明示)

**7-5**

法第 22 条区域内にある木造等の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。（平 12 建告第 1359 号第 1）

③構造詳細図（基礎） 内すべて **7-1**

基礎形式 べた基礎 (単位:mm)

立上り上端主筋  
種類 SD295  
本数-径 1-D13

せん断補強筋  
種類 SD295  
径 D10  
本数 1  
ピッチ 300  
フック あり

立上り下端主筋  
種類 SD295  
本数-径 1-D13

地上高さ 450  
底盤地上高さ 50  
底盤厚 150  
根入れ深さ(外周部) 300  
200 200

配筋(シングル)

底盤補強筋	種類	SD295
	径@ピッチ	D13@300 上段：長辺方向 D13@300 下段：短辺方向

構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法、延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造・材料の種類及び寸法（厚さ）を明示

法第 22 条区域内の外壁で延焼のおそれのある部分：準防火構造等

構造耐力上主要な部分 / 基礎の形式、各部の寸法、材料の種類、主筋、補強筋の種類、径、設置位置、設置間隔、補強筋と主筋の緊結方法を明示

「壁量基準について」

図面記載例、計算例等は国の申請・審査マニュアル第 2 章（P44～57）、第 3 章を参照してください。

## (5) よくある指摘（構造関係）

### ○早見表

- ・基本情報に記載の条件（柱は杉（無等級材）など）から外れている。  
→条件に合わない場合は表計算ツールを使用すること。

### ○表計算ツール（在来軸組工法用、多機能版）

- ・高さ、面積等の入力値が図面と整合していない。
- ・軒の出が 600 mm を超える場合や屋根の勾配が 5 寸を超えているのに、在来軸組工法用を使用している。  
→割増を行う等の調整を行うか、多機能版を使用することが考えられる。
- ・用途が事務所なのに、在来軸組工法用を使用している。  
→多機能版を使い、事務所にチェックを入れて算定する。
- ・柱の小径の算定が 3 通りあるが、複数選択され、どれを採用しているかわからない。
- ・一部平屋となっている場合に、四分割法の壁量算定のための平屋用の表計算ツールが添付されていない。

### ○床面積算定図、見付面積算定図

- ・寸法の記載が不足している。重なったり、小さくて読めない。（特に庇などの寸法）
- ・小屋裏物入の面積が下階の 1/8 を超えている場合の面積加算がされていない。
- ・図と算定表の数値が整合していない。
- ・四分割法の面積算定図の寸法が記載されていない、1/4 の数字が間違っている。

### ○柱壁伏図

- ・耐力壁、柱の配置が意匠平面図と整合していない。
- ・記号が重なったり、小さくて見えない。凡例と整合していない。
- ・モジュール外の寸法の記載がない。

### ○壁量算定表

- ・各表相互の数値が整合していない。
- ・耐力壁の個所数の間違いがある。
- ・面材耐力壁の仕様（くぎの種類、ピッチ、認定番号等）が不明
- ・面材と筋交い併用の場合に、壁倍率が上限 7 を超えている。

### ○N値計算表

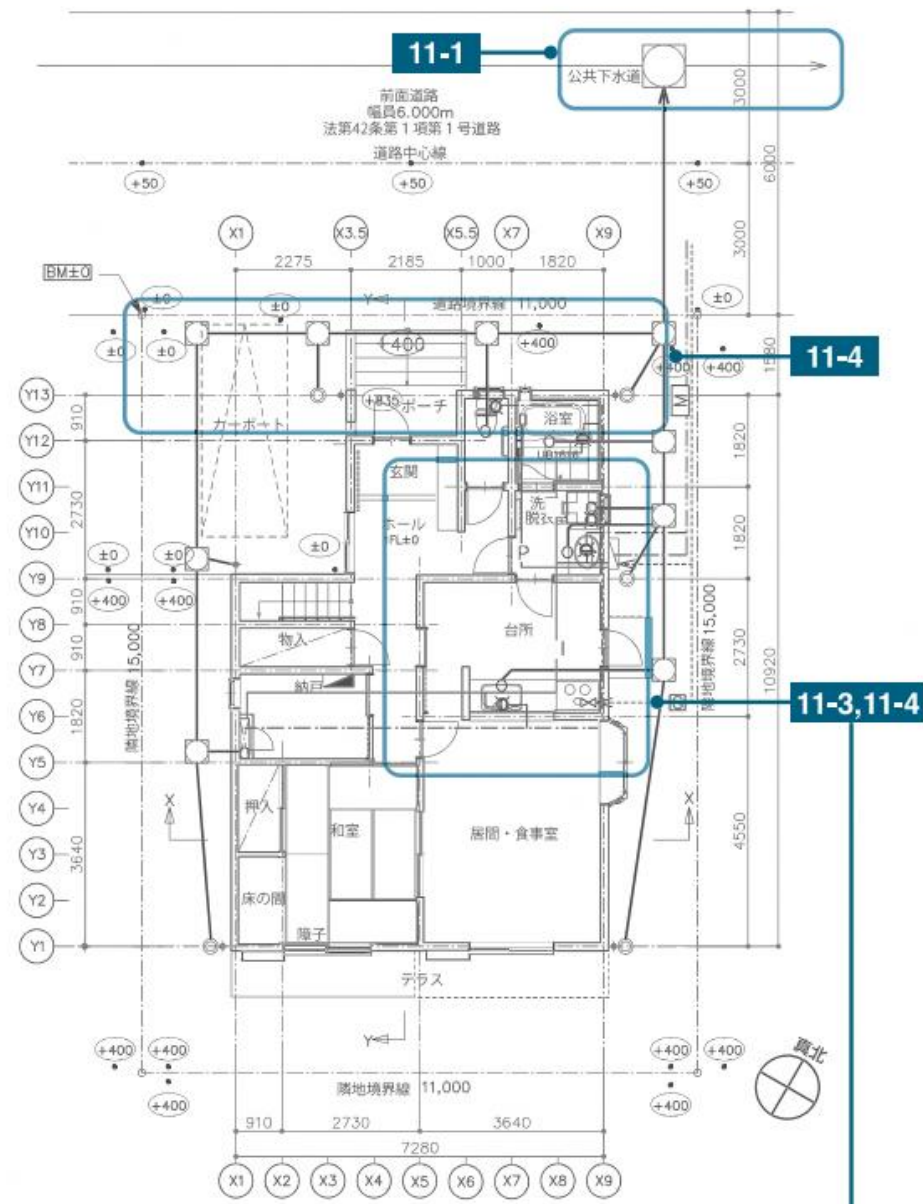
- ・制震金物を使っている場合に、要件に則した壁倍率の計算となっていない。
- ・隅柱の位置を間違えている。

### ○地盤調査

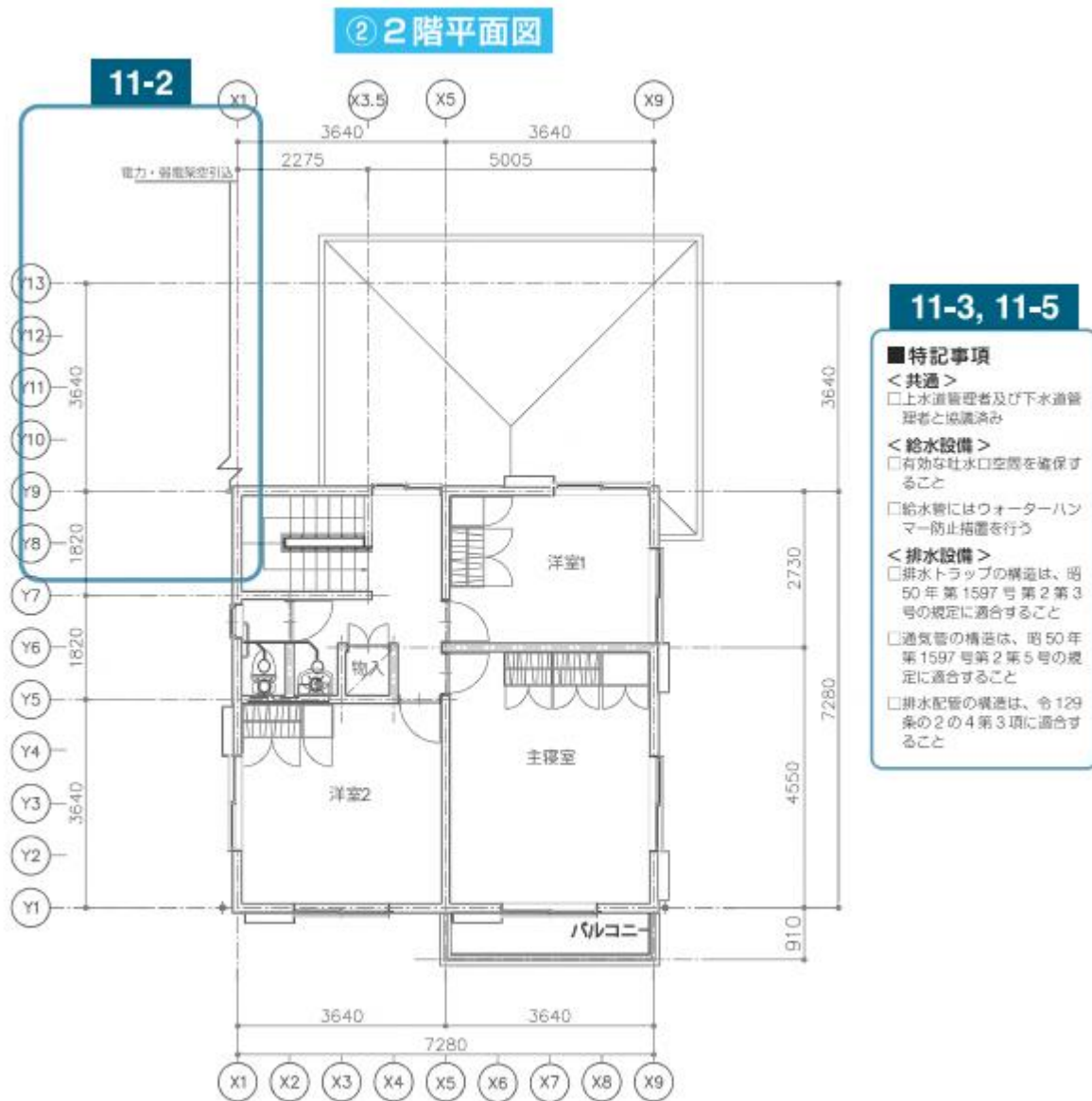
- ・地盤調査報告書、地盤改良計画書（計算書）が添付されていない。  
⇒地盤改良が必要と判断された場合は、計画書や図面の添付が必要となります。  
⇒建築士の調査により、地耐力を施行令第 9 4 条の数値とすることもできますが、確認済証交付後の地盤調査で数値が異なったり、地盤改良となった場合は変更の手続きが必要。地盤改良工法が変更となった場合も同様。

(11) 給排水衛生・電気設備図

① 1階平面図



■凡例		
---(M)---	引込み管 水道用塩化ビニル管	□ 給湯器
---	給水管 水道用塩化ビニル管 20φ (防露GW厚20)	⊗ 混合水栓 (給湯・給水)
---	給湯管 ステンレス鋼管 20φ (防露GW厚20)	⊗ 水栓 (給水)
---	給湯管 ペアチューブ鋼管	○ 排水
---	排水管 硬質ポリ塩化ビニル管	□ 追焚き
---	ガス管 ○○ガス指定品	○ 排水樹
		+ 竖樋 60φ
		○ 雨水枡 200φ
		⚡ 受電点 (電圧: 単相3線式200V)
		■ 分電盤



### (6) よくある指摘（給排水衛生・電気設備図）

- ・ 配管の種類が凡例と整合していない。区別がつかない。
- ・ マニュアル P59 の 11-3、11-5 に例示記載されているような事項の記載がない。

### 3. 省エネ適合を仕様基準による場合の図面の記載例とよくある指摘

仕様基準では外皮の部位の断熱性能について、「①熱貫流率基準（U値）」又は「②断熱材熱抵抗基準（R値）」のいずれかで評価する必要がありますが、①については部位を構成する断熱材や面材などを、②については断熱材のみ設計図書上に明示してください。なお、断熱材等の建材の熱物性値に係る根拠資料を添付することが求められます。

窓や設備の記載例については、省エネテキスト 109 ページ以降を参考にしてください。

省エネテキスト

適用基準：②断熱材熱抵抗基準（R値）

仕様表（仕様基準）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

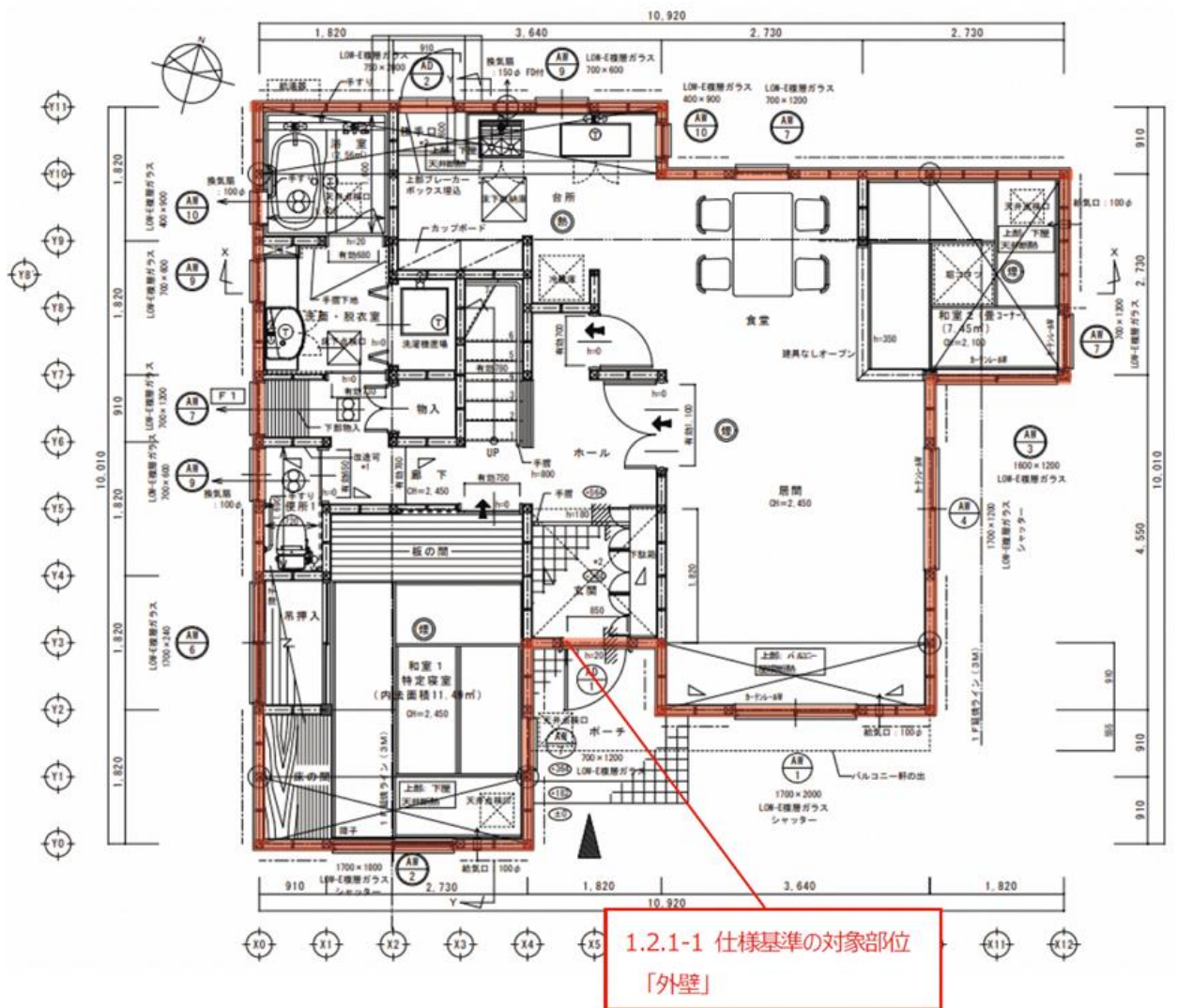
適用した基準明示の例

（参考様式）

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

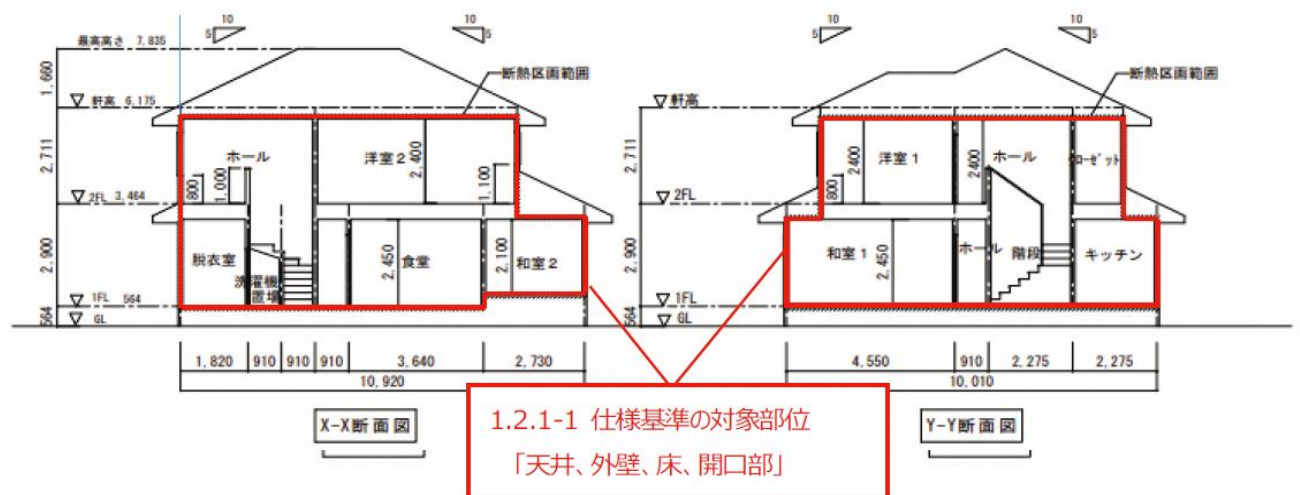
項目	小項目	断熱仕様	工法	備考（適用）	
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし		
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
		外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱	R値2.8（R値基準）
	床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
		上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
	土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
		上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		$U_w = 2.97$ 、 $\eta_w = 0.51$ （枠G仕様）
ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		$U_D = 2.33$ （枠戸仕様）	

a) 1階平面図 (一戸建ての住宅)



c) 断面図

(一戸建て)



## (1) 省エネ仕様基準図面の記載例

	記載項目	記載例		記載する 設計図書の例
		①熱貫流率基準 U 値	②断熱材熱抵抗基準 R 値	
1.2.1-1	仕様基準の対象部位	外壁 (通気層有り)	外壁	平面図、断面図
1.2.1-2	建築物の種類 (建て方)	一戸建ての住宅		平面図
1.2.1-3	部位の構造及び工法	木造軸組工法		平面図、断面図
1.2.1-4	断熱材の施工法、 厚さ	JIS A9521 GW32-36 厚 105 mm 充填断熱、 構造用合板厚 12.5 mm	JIS A9521 GW32-36 厚 105 mm 充填断熱	仕様書、平面図、 断面図
1.2.1-5	部位の熱貫流率	0.404W / (m <sup>2</sup> ・K)		平面図、断面図、 計算シート
1.2.1-6	部位の断熱材の 熱抵抗値		2.9 (m <sup>2</sup> ・K) /W	仕様書、平面図、 断面図

### 【図面の書き方】

- ・各階平面図、断面図に断熱の範囲がわかるように図示する。
- ・断熱材の種類、厚み等も記載していただくとわかりやすい。

### 【熱貫流率、熱抵抗値の求め方】

- ・メーカーのカタログ値
- ・断熱建材協議会ホームページの「断熱材・窓等製品リスト」
- ・住宅金融支援機構工事仕様書の早見表

### 【断熱基準】

・仕様ルートの基準に適合する住宅は、図 3.1.1 に示すように熱的境界を断熱構造 (断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造) としなければなりません。ただし、以下のイからホに該当する部分は除くことができます。

- イ. 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位
- ロ. 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ハ. 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ
- ニ. 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ホ. 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

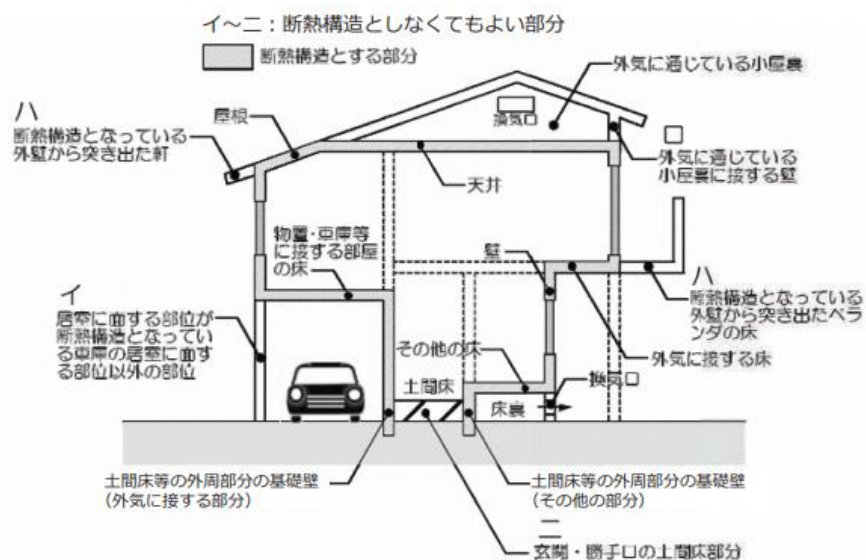


図 3.1.1 断熱部位

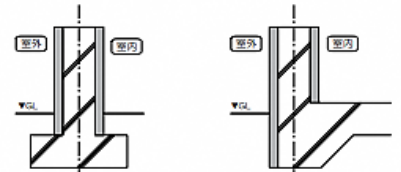
## 【土間床の断熱】

- 土間床部分の基礎壁と水平部分の断熱構造化の可否については、下記のとおりとすることができます。

土間床の部分	地盤面に垂直な基礎壁部分	地盤面に水平な土間部分
① 玄関土間、勝手口土間	断熱構造としなくてもよい	断熱構造としなくてもよい
② 玄関土間又は勝手口土間に繋がる非居室の土間		
③ 上記以外の土間	断熱構造とする	

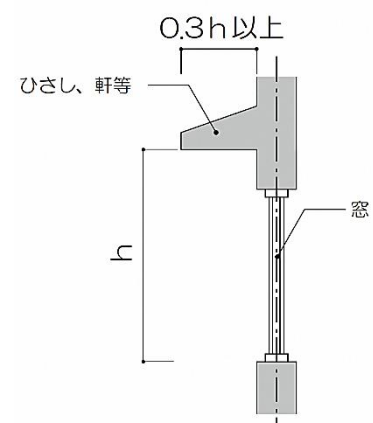
## 【断熱材の参考事項】

- 土間床等の外周部は、基礎の外側もしくは内側のいずれか、又はその両方に断熱材を地盤面に対して垂直で、かつ基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工する
- 一戸建ての住宅において、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に 0.05 を乗じた面積以下の部分については、「その他の部分」とみなすことができる
- 断熱性能が基準に満たない部位を他の部位で補完（トレードオフ）することはできない。



## 【開口部の参考事項】

- 「熱貫流率」においては、開口部の面積（当該開口部が2以上の場合はその合計の面積）が住戸の床面積に 0.02 を乗じた数値以下となるものを除くことができる。
- 「日射遮蔽対策」は、開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る（不透明材料のドアは対象外）。
- 「日射遮蔽対策」においては、天窗以外の開口部で、開口部の面積（当該開口部が2以上の場合はその合計の面積）が住戸の床面積に 0.04 を乗じた数値以下となるものを除くことができる。
- 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（開口部の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）、その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。レースカーテン、内付けブラインド等の着脱が容易なものや、竣工引渡し時に設置可否の確認が困難な部材は対象外。
- 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。



## 【仕様基準に基づく仕様表作成ツール】

- 国土交通省資料ライブラリーに掲載されている作成ツールで出力した仕様表を添付してください。※同様の内容が網羅されていれば独自様式でも構いません。  
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>)
- 断熱材、開口部、設備機器の性能値の根拠となるカタログ等を添付してください。